

熊本県公報

号外 第12号
令和4年(2022年)
3月23日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

○熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(人事課)	5
○熊本県職員の仕事の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例	(〃)	6
○熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	7
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	7
○熊本県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例	(市町村課)	11
○熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例	(社会福祉課)	11
○熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例	(障がい者支援課)	12
○熊本県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利便の促進に関する条例	(〃)	15
○熊本県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	(国保・高齢者医療課)	17
○熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例	(くらしの安全推進課)	17
○熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例	(産業支援課)	18
○くまもと県産酒で乾杯条例の一部を改正する条例	(販路拡大ビジネス課)	18
○熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例	(港湾課)	18
○熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例	(建築課)	19
○熊本県学校給食費等の管理に関する条例	(学校人事課)	19
○熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部生活環境課)	20

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正【第1条】
 - (1) 獣医師に対する初任給調整手当の限度額の引上げ改定を行うこととした。(第7条の3関係)
 - (2) 令和4年4月以降の期末手当について、支給月数を0.075月分(再任用職員にあっては、0.05月分)引き下げる改定を行うこととした。(第15条の5関係)
- 2 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第2条】
 令和4年4月以降の期末手当について、支給月数を0.075月分(再任用職員にあっては、0.05月分)引き下げる改定を行うこととした。(第16条関係)
- 3 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正【第3条】
 以下の条例の適用を受ける者の令和4年4月以降の期末手当について、支給月数を0.05月分引き下げる改定を行うこととした。
 - (1) 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(第8条及び第9条関係)
 - (2) 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(第6条関係)
 - (3) 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例(第4条関係)
 - (4) 熊本県教育長等の給与等に関する条例(第4条関係)
 - (5) 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例(第5条関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(1)は、令和4年4月1日から施行することとした。
- 5 令和3年10月に提出された人事委員会勧告に基づく令和3年度の引下げに相当する額を、令和4年6月に支給する期末手当から減額する特例措置を設けることとした。(附則第2項一附則第5項関係)

◇熊本県職員の仕事の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 次の3条例について、任命権者等の面前における宣誓書の署名に関する規定を削除することとした。

- (1) 熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例(第2条関係)【第1条】
 - (2) 熊本県公安委員会委員のサービスの宣誓に関する条例(第2条関係)【第2条】
 - (3) 熊本県警察の職員のサービスの宣誓に関する条例(第2条関係)【第3条】
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 非常勤職員について、育児休業及び部分休業の取得要件のうち、在職期間が1年以上の要件を廃止することとした。(第2条、第28条関係)
- 2 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等について定めることとした。(第32条、第33条関係)
- 3 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 新たに手数料を設けることとしたもの
 - (1) 運転技能検査手数料(第2条関係) 3,550円
 - (2) 講習手数料(若年運転者講習に係るもの)(別表第19関係)
 - 講習1時間につき 2,250円
 - (3) 畜舎建築利用計画認定手数料(第2条、別表第26の15関係) 7,400円ほか
 - (4) 畜舎建築利用計画変更認定手数料(第2条、別表第26の15関係) 7,400円ほか
 - (5) 畜舎等建築等仮使用認定手数料(第2条関係) 126,300円
 - (6) 畜舎等建築等譲渡及び譲受け認可手数料(第2条関係) 7,400円
 - (7) 畜舎等建築等合併認可手数料(第2条関係) 7,400円
 - (8) 畜舎等建築等分割認可手数料(第2条関係) 7,400円
 - (9) 介護支援専門員実務研修受講試験手数料(第2条関係) 10,000円
 - (10) 介護支援専門員実務研修手数料(第2条関係) 59,000円
 - (11) 介護支援専門員再研修手数料(第2条関係) 35,000円
 - (12) 介護支援専門員更新研修手数料(第2条関係) 35,000円ほか
 - (13) 主任介護支援専門員研修手数料(第2条関係) 38,000円
 - (14) 主任介護支援専門員更新研修手数料(第2条関係) 32,000円
 - (15) 産業技術センター分析、試験又は設計手数料(食品試験のうち食品分析に係るもの)(別表第27関係) 510円ほか
- 2 手数料の額を改定することとしたもの
 - (1) 行政書士試験手数料(第2条関係) 7,000円から10,400円に改定
 - (2) 高压ガス販売主任者試験受験手数料(第2条関係) 7,900円ほかから9,000円ほかに改定
 - (3) 高压ガス製造保安責任者試験受験手数料(第2条関係) 9,300円ほかから11,600円ほかに改定
 - (4) 宅地建物取引士資格試験手数料(第2条関係) 7,000円から8,200円に改定
 - (5) 銃砲刀剣類所持許可証書換え申請手数料(第2条関係) 1,800円から1,600円に改定
 - (6) 調理師試験手数料(第2条関係) 6,200円から6,400円に改定
 - (7) 認知機能検査手数料(第2条関係) 750円から1,050円に改定
 - (8) 認知機能検査員講習手数料(第2条関係) 1,400円ほかから1,450円ほかに改定
 - (9) 講習手数料(別表第19関係) 5,100円ほかから6,450円ほかに改定
 - (10) 特定任意講習手数料(第2条関係) 5,100円ほかから6,450円ほかに改定
 - (11) 電気工事士免状書換え手数料(第2条関係) 2,100円から2,700円に改定
 - (12) 液化石油ガス販売事業者認定申請手数料(第2条関係) 110,000円から98,000円に改定
 - (13) 液化石油ガス貯蔵施設又は特定供給設備変更許可申請手数料(第2条関係) 17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額から15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額に改定
 - (14) 液化石油ガス設備士試験受験手数料(第2条関係) 21,400円ほかから23,200円ほかに改定
 - (15) 産業技術センター分析、試験又は設計手数料(別表第27関係) 1,880円ほかから1,900円ほかに改定
 - (16) 農業研究センター分析試験手数料(別表第28関係) 2,960円ほかから2,980円ほかに改定
- 3 手数料を廃止することとしたもの

- 産業技術センター分析、試験又は設計手数料（木竹試験に係るもの）（別表第27関係）
- 4 職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の手数料の軽減対象者を見直すこととした。（第2条関係）
- 5 介護支援専門員に係る試験及び介護支援専門員又は主任介護支援専門員に係る研修の実施に関する事務を、それぞれ指定試験実施機関及び指定研修実施機関が行う場合の規定の整備を行うこととした。（第4条関係）
- 6 道路交通法施行令の一部改正等に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第2条、別表第19関係）
- 7 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。ただし、1(1)及び(2)、2(7)から(10)まで、6並びに9の一部は、令和4年5月13日から施行することとした。
- 8 所要の経過措置を定めることとした。
- 9 1(1)及び(3)から(8)までの手数料の新設に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理することとした。（附則第3項関係）

◇熊本県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県固定資産評価審議会委員の任期を2年から3年に改めることとした。（第4条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例

- 1 次のとおり11市町について民生委員の定数を変更することとした。
 - (1) 八代市 327人→329人
 - (2) 天草市 304人→305人
 - (3) 宇城市 148人→150人
 - (4) 合志市 98人→99人
 - (5) 下益城郡美里町 36人→38人
 - (6) 菊池郡大津町 59人→60人
 - (7) 阿蘇郡小国町 25人→26人
 - (8) 上益城郡御船町 47人→50人
 - (9) 上益城郡益城町 63人→64人
 - (10) 球磨郡あさぎり町 43人→45人
 - (11) 球磨郡多良木町 32人→33人
- 2 この条例は、令和4年12月1日から施行することとした。

◇熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 次の9条例について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備することとした。
 - (1) 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【第1条】
 - (2) 熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【第2条】
 - (3) 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例【第3条】
 - (4) 熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例【第4条】
 - (5) 熊本県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例【第5条】
 - (6) 熊本県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例【第6条】
 - (7) 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例【第7条】
 - (8) 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【第8条】
 - (9) 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【第9条】
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(7)の一部は、令和4年4月1日から施行することとした。

◇熊本県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例

- 1 目的について定めることとした。（第1条関係）
- 2 用語の定義について定めることとした。（第2条関係）
- 3 基本理念について定めることとした。（第3条関係）
- 4 県の責務について定めることとした。（第4条関係）
- 5 県民の役割について定めることとした。（第5条関係）
- 6 事業者の役割について定めることとした。（第6条関係）
- 7 障害者等の役割について定めることとした。（第7条関係）
- 8 手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施

- 策の策定及び推進について定めることとした。(第8条関係)
9 手話言語の普及及び障害の特性にに応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策の基本的事項について定めることとした。(第9条第13条関係)
10 財政上の措置について定めることとした。(第14条関係)
11 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

◇熊本県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

- 1 国民健康保険法等の一部改正により導入された財政調整事業として実施する熊本県国民健康保険事業特別会計への繰り入れのため、熊本県国民健康保険財政安定化基金の全部又は一部を処分することができるとした。(第6条関係)
2 その他規定の整理を行うこととした。(附則第3項関係)
3 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例

- 1 少年の定義から婚姻した女性に係る規定を削除することとした。(第4条関係)
2 その他規定の整理を行うこととした。(第18条、第18条の3関係)
3 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。
4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例

- 1 使用料の額の範囲を改定することとした。(別表関係)
(1) 機械試験・機械加工設備使用料の額
140円以上3,470円以下→140円以上3,490円以下
(2) 電気試験・電気加工設備使用料の額
170円以上1,850円以下→170円以上1,860円以下
2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。
3 所要の経過措置を定めることとした。

◇くまもと県産酒で乾杯条例の一部を改正する条例

- 1 未成年者飲酒禁止法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第6条関係)
2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

◇熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

- 1 八代港に小口貨物積替上屋を設けることに伴い、使用料の追加を行うこととした。(別表第1関係)
2 この条例は、令和4年7月1日から施行することとした。

◇熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 都市計画法施行令の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第4条関係)
2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県学校給食費等の管理に関する条例

- 1 趣旨について定めることとした。(第1条関係)
2 用語の定義について定めることとした。(第2条関係)
3 学校給食等の実施について定めることとした。(第3条関係)
4 学校給食費等の徴収等について定めることとした。(第4条関係)
5 学校給食費等の納付について定めることとした。(第5条関係)
6 学校給食費等の減免について定めることとした。(第6条関係)
7 雑則について定めることとした。(第7条関係)
8 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、9は、公布の日から施行することとした。
9 所要の準備行為を定めることとした。(附則第2項関係)

◇熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

- 1 風俗案内業者に係る欠格事由について18歳未満の者でない未成年者に係る規定を削除することとした。(第4条関係)
2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

同項第512号中「21,400円」を「23,200円」に、「20,900円」を「22,700円」に改め、同項第532号ア(イ)中「35歳に達していない」を「25歳未満であり、かつ、受検の申請の日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者である」に改め、同号ア(エ)中「35歳に達していない」を「25歳未満であり、かつ、受検の申請の日において雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者である」に改め、同項第617号の3の次に次の2号を加える。

(617)の4 介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施
 介護支援専門員実務研修受講試験手数料 10,000円

(617)の5 介護保険法第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施
 介護支援専門員実務研修手数料 59,000円

第2条第1項第618号中「(平成9年法律第123号)」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(618)の2 介護保険法第69条の7第2項の規定に基づく介護支援専門員再研修の実施
 介護支援専門員再研修手数料 35,000円

第2条第1項第619号の次に次の1号を加える。

(619)の2 介護保険法第69条の8第2項の規定に基づく介護支援専門員更新研修の実施
 介護支援専門員更新研修手数料 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員の業務に従事した経験を有しない者が受講する場合 35,000円

イ 介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員の業務に従事した経験を有する者が受講する場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる研修の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア)厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準(平成18年厚生労働省告示第218号。以下この号において「研修基準」という。)第3号の表の(注1)に掲げる科目の研修 25,000円

(イ)研修基準第3号の表に掲げる科目のうち同表の(注1)に掲げる科目以外の科目の研修 22,000円

第2条第1項第622号の2の次に次の2号を加える。

(622)の2の2 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の6第1項第1号に掲げる主任介護支援専門員研修の実施
 主任介護支援専門員研修手数料 38,000円

(622)の2の3 介護保険法施行規則第140条の6第1項第2号に掲げる主任介護支援専門員更新研修の実施
 主任介護支援専門員更新研修手数料 32,000円

第2条第1項第625号の7の4の次に次の6号を加える。

(625)の7の5 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)第3条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査
 畜舎建築利用計画認定手数料 認定申請1件につき7,400円(審査に係る畜舎等が畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第3項第4号の規定に適合し
 ているかどうかの審査(以下「技術基準審査」という。)を要する場合にあっては、当該額に別表第26の15に掲げる区分に応じた額を加算した額)

(625)の7の6 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第4条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査
 畜舎建築利用計画変更認定手数料 変更認定申請1件につき7,400円(審査に係る畜舎等が技術基準審査を要する場合にあっては、当該額に別表第26の15に掲げる区分に応じた額を加算した額)

(625)の7の7 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第6条第2項ただし書の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査
 畜舎等建築等仮使用認定手数料 126,300円

(625)の7の8 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づく畜舎等の譲渡及び譲受けの認可の申請に対する審査
 畜舎等建築等譲渡及び譲受け認可手数料 7,400円

(625)の7の9 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第2項の規定に基づく法人の合併の認可の申請に対する審査
 畜舎等建築等合併認可手数料 7,400円

(625)の7の10 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第3項の規定に基づく法人の分割の認可の申請に対する審査
 畜舎等建築等分割認可手数料 7,400円

第4条中第16項を第18項とし、第15項の次に次の2項を加える。

16 第2条第1項第617号の4の手数料は、介護保険法第69条の27第1項の規定により指定試験実施機関が試験を行う場合は、当該指定試験実施機関に納付するものとする。この場合において、当該手数料は、当該指定試験実施機関の収入とする。

17 第2条第1項第617号の5及び第619号の2の手数料は、介護保険法第69条

の33第1項の規定により指定研修実施機関が研修を行う場合は、当該指定研修実施機関に納付するものとする。この場合において、当該手数料は、当該指定研修実施機関の収入とする。
 別表第19を次のように改める。
 別表第19（第2条第1項第413号関係）

区分		金額
法第108条の2第1項第1号に掲げる講習		講習1時間につき 750円
法第108条の2第1項第2号に掲げる講習		講習1時間につき 2,350円
法第108条の2第1項第3号に掲げる講習		講習1時間につき 1,950円
法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	講習1時間につき 4,450円
	準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	講習1時間につき 3,500円
	普通自動車免許に係る講習	講習1時間につき 2,800円
法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	講習1時間につき 4,150円
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習1時間につき 4,000円
法第108条の2第1項第6号に掲げる講習		講習1時間につき 1,500円
法第108条の2第1項第7号に掲げる講習		講習1時間につき 3,100円
法第108条の2第1項第8号に掲げる講習		講習1時間につき 1,400円
法第108条の2第1項第9号に掲げる講習		講習1時間につき 750円
法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	準中型自動車免許に係る講習	講習1時間につき 2,150円
	普通自動車免許に係る講習	講習1時間につき 2,050円
	大型自動二輪車免許に係る講習	講習1時間につき 2,700円
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習1時間につき 2,550円
	原動機付自転車免許に係る講習	講習1時間につき 2,450円
法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	法第92条の2第1項の表備考1の2に規定する優良運転者に対する講習	500円
	法第92条の2第1項の表備考1の3に規定する一般運転者に対する講習	800円
	法第92条の2第1項の表備考1の4に規定する違反運転者等に対する講習	1,350円（国家公安委員会規則で定

		める道路交通法施行令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、800円)
法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習	6,450円
	普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	2,900円
法第108条の2第1項第13号に掲げる講習		12,500円（当該講習が道路交通法施行規則第38条第13項第2号の表第1号に掲げる講習方法に係るものである場合にあっては、9,050円）
法第108条の2第1項第14号に掲げる講習		講習1時間につき 2,250円
法第108条の2第1項第15号に掲げる講習		講習1時間につき 2,000円

別表第26の14の次に次の1表を加える。

別表第26の15（第2条第1項第625号の7の5及び第625号の7の6関係）

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	7,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	13,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	20,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	28,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	48,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	71,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	207,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	311,000円
50,000平方メートルを超えるもの	531,000円

備考 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- 1 畜舎等について建築等をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 技術基準審査を要する部分（次号において「要審査部分」という。）の床面積
- 2 畜舎建築利用計画の変更をする場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める面積
 - ア 畜舎等について建築等をする場合（畜舎等の構造に変更を及ぼす行為として主務省令で定める行為をする場合及びイに掲げる場合を除く。） 当該畜舎建築利

用計画の変更に係る要審査部分の床面積
 イ 畜舎等の建築等及び畜舎建築利用の特例に関する法律第6条第1項に規定する完了の届出前に、認定を受けた畜舎建築利用計画の変更(重大な変更を除く。)をする場合、当該畜舎建築利用計画の変更に係る要審査部分の床面積の2分の1(床面積の増加する要審査部分にあつては、当該増加する要審査部分の床面積)を削る。
 ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 当該畜舎建築利用計画の変更に係る要審査部分の床面積の2分の1

別表第27化学分析の項中「1,880円」を「1,900円」に、「2,430円」を「2,440円」に改め、同表化学及び物理試験の項中「2,740円」を「2,760円」に、「28,510円」を「29,280円」に改め、同表食品試験の項中「1,940円」を「510円」に、「30,220円」を「30,450円」に、「4,530円」を「4,570円」に、「19,970円」を「19,980円」に、「47,870円」を「48,790円」に、「12,580円」を「12,670円」に、「23,780円」を「23,990円」に改め、同表機械試験の項中「390円」を「430円」に、「11,010円」を「9,090円」に、「6,220円」を「6,520円」に改め、同表金属分析の項中「2,310円」を「2,330円」に、「5,420円」を「5,480円」に改め、同表金属試験の項中「1,240円以上19,560円以下」を「1,250円以上20,080円以下」に、「1,240円以上5,010円以下」を「1,250円以上5,030円以下」に、「2,810円」を「2,840円」に、「12,570円」を「12,600円」に改め、同表窯業試験の項中「1,470円」を「1,490円」に、「8,220円」を「8,280円」に改め、同表木竹試験の項を削る。

別表第28農産物及びその加工品の項中「2,960円」を「2,980円」に、「19,970円」を「19,980円」に、「1,940円」を「1,960円」に、「5,670円」を「5,710円」に、「6,000円」を「6,040円」に改める。

附 則

- (施行期日)
- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - 次号に掲げる規定以外の規定 令和4年4月1日
 - 第2条第1項第405号の2及び第405号の3の改正規定、同号の次に1号を加える改正規定、同項第414号及び第414号の2の改正規定、別表第19の改正規定並びに附則第3項の規定(熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)別表第1手数料の項第368号の3の次に1号を加える部分に限る。) 令和4年5月13日
 - この条例の施行の際現にされている申請等に対する改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。(熊本県収入証紙条例の一部改正)
 - 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。

別表第1手数料の項第368号の3の次に次の1号を加える。

368の4 運転技能検査手数料

別表第1手数料の項第564号の43の2の次に次の6号を加える。

564の43の3 畜舎建築利用計画認定手数料

564の43の4 畜舎建築利用計画変更認定手数料

564の43の5 畜舎等建築等仮使用認定手数料

564の43の6 畜舎等建築等譲渡及び譲受け認可手数料

564の43の7 畜舎等建築等合併認可手数料

564の43の8 畜舎等建築等分割認可手数料

熊本県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和4年3月23日 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第6号
 熊本県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例
 熊本県固定資産評価審議会条例(昭和37年熊本県条例第53号)の一部を次のように改正する。
 第4条第1項中「2年」を「3年」に改める。
 附 則
 1 この条例は、公布の日から施行する。
 2 この条例の施行の際現に熊本県固定資産評価審議会の委員である者の任期については、なお従前の例による。

熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和4年3月23日 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県障害者施策推進審議会の見解を聴くものとする。
 (啓発及び学習の機会確保)
 第9条 県は、県民が手話言語の普及の重要性に対する理解を深めることができるよう、手話言語の普及に関する啓発に努めるものとする。
 2 県は、県民が障害の特性に応じた意思疎通手段に対する理解を深めることができるよう、市町村等と協力し、障害の特性に応じた意思疎通手段に関する啓発及び学習の機会の確保に努めるものとする。
 (情報の発信等)
 第10条 県は、障害者が県政に関する情報を円滑に取得し、県政に対する意思を表示することができるよう、情報通信技術の活用を配慮しつつ、障害の特性に応じた意思疎通手段による情報の発信を推進するものとする。
 2 県は、災害その他非常の事態において、障害者が障害の特性に応じた意思疎通手段により、必要な情報を速やかに取得し、円滑に他人との意思疎通を図ることができるよう、市町村等と連携して必要な措置を講ずるものとする。
 (人材の養成等)
 第11条 県は、必要な支援者が確保されるよう、市町村等と協力し、支援者及びその指導者の養成に努めるとともに、障害者が支援者の派遣等による意思疎通の支援を適切に受けることができる体制の整備に努めるものとする。
 (学校等の設置の取組)
 第12条 学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育通所をいう。以下同じ。)の設置者は、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段に対する児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)の理解の促進に努めるものとする。
 2 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用を必要とする児童等が通学又は通園する学校等の設置者は、当該児童等が必要な意思疎通手段により学習することができる環境を整備するとともに、当該学校等の教員等の意思疎通手段に関する知識及び技能を向上させるために必要な措置を講ずるものとする。
 3 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用を必要とする児童等が通学又は通園する学校等の設置者は、当該児童等の保護者からの学校等における意思疎通手段の利用に関する相談への対応及び支援を行うものとする。
 (事業者に対する協力)
 第13条 県は、事業者が行う障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する活動を支援するため、事業者に対し、必要な情報の提供、助言その他の協力を行うよう努めるものとする。
 (財政上の措置)
 第14条 県は、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
 附 則
 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

熊本県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和4年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第10号

熊本県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例
 熊本県国民健康保険財政安定化基金条例(平成28年熊本県条例第18号)の一部を次のように改正する。
 第6条中「相当する額」の次に「若しくは同条第4項に規定する政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額」を加える。
 附則第3項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則
 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和4年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第11号

熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例
 熊本県少年保護育成条例(昭和46年熊本県条例第30号)の一部を次のように改正する。
 第4条第1号中「(婚姻した女性を除く。)」を削る。

第18条第2項中「を受け、又はその承諾を得ないで」を「又は承諾を受けないで」に改める。

第18条の3第7項中「前項」を「第5項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第18条第2項及び第18条の3第7項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）附則第2条第3項の規定又は同法附則第3条第3項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第753条の規定により成年に達したものとみなされた18歳未満の者については、改正後の第4条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第12号

熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例

熊本県産業技術センター条例（昭和27年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表機械試験・機械加工設備の項中「3,470円」を「3,490円」に改め、同表電気試験・電気加工設備の項中「1,850円」を「1,860円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

くまもと県産酒で乾杯条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第13号

くまもと県産酒で乾杯条例の一部を改正する条例

くまもと県産酒で乾杯条例（平成30年熊本県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「未成年者」を「20歳未満の者」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第14号

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	「くん蒸上屋	熊本港	1室当たり 1日までごとにつき	9,900	00	00	附属の電気施設を使用する場合は、実費を別収する。
		その他の港湾	1平方メートル当たり 1日までごとにつき	11	77		1 くん蒸施設を使用してくん蒸する場合はん蒸施設の1の区画部の面積を使用するとして、面積を計算。 2 附属の電気施設を使用する場合は、実費別途徴収する。

用す

「くん蒸上屋	熊本港	1室当たり 1日までごとにつき	9,900	00	00	附属の電気施設を使用する場合は、実費を別途徴収する。
--------	-----	--------------------	-------	----	----	----------------------------

途徴 用し、く の全 もの する を 使 を別 」	その他の港湾	1平方メー トル当たり 1日までご とにつき	1 1 7 7	1 くん蒸施設を使用し てくん蒸する場合は、く ん蒸施設の1の区画の全 部の面積を使用するもの として、面積を計算する。 2 附属の電気施設を使 用する場合は、実費を別 途徴収する。
	小口貨物積替上屋	1平方メー トル当たり 1日までご とにつき	2 9 0 0	附属の電気施設を使用す る場合は、実費を別途徴 収する。

に改める。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第15号

熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和3年熊本県条例第40号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項第3号の改正規定中「第5号」を「第6号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県学校給食費等の管理に関する条例をここに公布する。

令和4年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第16号

熊本県学校給食費等の管理に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、県が設置する学校における学校給食及び夜間学校給食の実施並びに学校給食費等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する学校給食及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号。以下「特別支援学校給食法」という。）第2条に規定する学校給食をいう。
- (2) 夜間学校給食 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号。以下「夜間課程学校給食法」という。）第2条に規定する夜間学校給食をいう。
- (3) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費及び特別支援学校給食法第5条第1項に規定する経費以外の特別支援学校給食法第2条に規定する学校給食に要する経費をいう。
- (4) 夜間学校給食費 夜間課程学校給食法第5条第1項に規定する経費以外の夜間学校給食に要する経費をいう。
- (5) 教職員等給食費 教職員等（幼児、児童又は生徒以外の者であつて学校給食又は夜間学校給食と同等の給食を受ける教職員その他のものをいう。第4条第1項第3号において同じ。）が負担すべき学校給食費又は夜間学校給食費に相当する経費をいう。
- (6) 学校給食費等 学校給食費、夜間学校給食費及び教職員等給食費をいう。

第3条 県は、特別支援学校のうち知事が別に定める学校において法第4条及び特別支援学校給食法第3条の規定に基づき学校給食を、夜間において授業を行う課程を置く高等学校のうち知事が別に定める学校において夜間課程学校給食法第3条の規定に基づき夜

間学校給食を実施するものとする。

(学校給食費等の徴収等)

第4条 知事は、次の各号に掲げる者から当該各号に定める学校給食費等を徴収する。

- (1) 保護者等(学校給食を受ける幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者、学校給食を受ける成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。) 学校給食費
- (2) 夜間学校給食を受ける生徒 夜間学校給食費
- (3) 教職員等 教職員等給食費

2 学校給食費等の額は、知事が別に定める。

(学校給食費等の納付)

第5条 前条第1項各号に掲げる者は、当該各号に定める学校給食費等を知事が別に定める日までに納付しなければならない。

(学校給食費等の減免)

第6条 知事は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費等を減額し、又は免除することができる。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条第11号に規定する学校給食に関する事務に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に実施する学校給食又は夜間学校給食に係る学校給食費等について適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定による学校給食費等の管理に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第17号

熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

熊本県風俗案内業の規制に関する条例(平成30年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第4条第8号中「(18歳未満の者でない未成年者で風俗案内業に関し成年者と同一の行為能力を有するものを除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。